

双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例（令和7年双葉町条例第25号）（以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(関係法令の手続等)

第3条 条例第7条の規定による関係法令に係る手続等の状況の報告は、太陽光発電設備の設置に係る事前協議及び関係法令手続状況報告書（様式第1号）によるものとする。

2 事業者は、事業の計画及び実施並びに関係法令の手続に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止を図ること。
- (2) 太陽光発電設備の設置については、自然景観や歴史景観などを阻害しないよう配慮するとともに、周囲の景観との調和を考慮すること。
- (3) 住宅地に隣接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射光等に十分配慮すること。
- (4) 事業区域内に事業関係者以外のものが容易に立ち入ることがないように、立入防止対策をとること。
- (5) 太陽光発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を事業区域内の見えやすい場所に設置すること。
- (6) 太陽光発電設備の稼働に起因して発生した苦情に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。
- (7) 事業区域内から周辺環境への影響がないよう除草や清掃を行うこと。
- (8) 水路又は農道に隣接し太陽光発電設備を設置する場合、近隣農地の営農に支障が生じないよう必要な措置を講じるとともに、事前に水利権利者及び隣接農地の営農者等と協議を行うこと。
- (9) 自然災害その他の事由により太陽光発電設備が破損するおそれが生じた場合、直ちに発電等の状況を確認した上で、速やかに現地確認し、設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認すること。
- (10) 太陽光発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は町及び地域住民等へ速やかに連絡すること。

- (1 1) 太陽光発電設備が破損した場合、被害を最小限にとどめるとともに、安全対策を講じた上で法令等に基づき復旧又は撤去を行うこと。
- (1 2) 地権者又は地域住民等と発電設備を撤去した後の土地について原状回復に関する合意がある場合は、雨水等による土砂・汚泥の流出及び水害等の災害防止などの対策を講じた上で、原状回復措置を行うこと。
- (1 3) 前各号に掲げる事項のほか、国等が策定した太陽光発電設備の設置に係るガイドラインに準拠し事業を行うこと。

(説明会の開催)

第4条 事業者は、条例第9条第1項に規定する説明会を開催するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 説明会の開催の周知すること。
- (2) 質問等に適切に対応できるよう十分な回数の説明会を開催したうえで、質問等に誠実に対応すること。
- (3) 説明会に出席できなかった地域住民等から求めがあった場合は、個別に説明するなど適切に対応すること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、国等が策定した説明会に係るガイドラインに準拠し行うこと。

(太陽光発電設備設置等の届出)

第5条 条例第10条第1項の規定による届出は、次に掲げる書類によるものとする。

- (1) 太陽光発電設備に係る設置届出書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 事業区域等状況調書(様式第4号)
- (4) 確約書(様式第5号)
- (5) 事業区域の位置を示す位置図
- (6) 太陽光発電設備の施工図
- (7) 事業区域内の土地の図面(写し可)
- (8) 事業区域内の土地の登記事項証明書(写し可)
- (9) 現況写真
- (10) 近隣住民等説明報告書(様式第6号)
- (11) 説明会報告書(様式第7号)
- (12) 近隣住民等の範囲図
- (13) 近隣住民等の名簿(様式第8号)
- (14) 説明会等配布資料
- (15) 太陽光発電設備の設置に係る関係法令手続確認書(様式第9号)
- (16) その他町長が必要と認める書類

2 条例第10条第2項の規定による変更の届出は、太陽光発電設備変更（中止）届出書（様式第10号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

（届出書の審査等）

第6条 町長は、前条の規定による届出があったときは、審査を行い、届出書を受け取った日から30日以内に、その受理又は不受理を決定するものとする。

2 町長は、次に掲げる場合に不受理を決定することができる。

（1）届出書に添付すべき書類が不足する場合

（2）届出書又は届出書に添付された書類の内容に不備がある場合

（3）近隣住民等または行政区への説明が不十分であると認められる場合

3 町長は、届出書の受理を決定したときは、速やかに受理通知書（様式第11号）を、届出書の不受理を決定したときは、速やかに不受理通知書（様式第12号）を事業者へ送付するものとし、必要があると認めるときは、受理通知書に意見を付すことができる。

4 事業者は、受理通知書を収受した後に、太陽光発電設備の工事に着手することができる。不受理通知書を収受した事業者は、不備等を是正し、再度、届出書を提出することができる。

（太陽光発電設備完了の届出）

第7条 事業者は、太陽光発電設備の工事が完了したときは、太陽光発電設備工事完了届出書（様式第13号）により、町長に届け出るものとする。

（地位の承継の届出）

第8条 条例第12条の規定による届出は、事業承継届（様式第14号）によるものとする。

（太陽光発電設備廃止等の届出）

第9条 条例第13条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備廃止届出書（様式第15号）によるものとする。

（身分証明書）

第10条 条例第14条第2項の証明書は、身分証明書（第16号様式）によるものとする。

（指導、助言又は勧告）

第11条 条例第15条第1項に規定による指導又は助言は、指導・助言通知書（様式第17号）によるものとする。

2 条例第15条第2項に規定による勧告は、勧告書（様式第18号）によるものとする。

（公表）

第12条 条例第16条第1項に規定による公表する事項は、条例に定めるも

ののほか、次に掲げるものとする。

(1) 勧告等を行うことに至った経緯等

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 公表の方法は、町のホームページへの掲載その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

(意見を述べる機会)

第13条 条例第16条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書(様式第19号)によるものとする。

2 事業者が条例第16条第2項の規定により意見を述べるときは、公表に関する意見書(様式第20号)によるものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和8年8月1日から施行する。